八　蓄電池設備（開放形鉛蓄電池を用いたものに限る。）にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けること。

［九・十　略］

（風道、燃料タンク等の構造）

第十四条　令第五条第一項第九号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造としなければならない。

［一～四　略］

五　屋外に設ける蓄電池設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとすること。

［六　略］

七　急速充電設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとすること。

（その他の基準）

第十六条　令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

［一～三　略］

四　燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備（全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。）のうち、屋外に設けるものにあっては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

［イ　略］

ロ　燃料電池発電設備、変電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの

ハ　蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの又は消防長若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの

ニ・ホ　［略］

［五～十一　略］

八　蓄電池設備にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けること。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあっては、耐酸性としないことができる。

［九・十　同上］

（風道、燃料タンク等の構造）

第十四条　［同上］

［一～四　同上］

五　屋外に設ける蓄電池設備にあっては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたキュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のものとすること。

［六　同上］

七　急速充電設備にあっては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとすること。

（その他の基準）

第十六条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ　同上］

ロ　燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等、延焼を防止するための措置が講じられているもの

［新設］

ハ・ニ　［同上］

［五～十一　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第一厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備					
気体燃料					
不燃		不燃以外			
開放式		開放式			
組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、ビルトインキャット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、ビルトインキャット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ		
14kW以下	21kW以下	14kW以下	21kW以下		
80	80	100	100	15 注	15 注
0	0	15 注	15 注	15	15
—	—	15	15	—	0
0	0	15 注	15 注	0	0

注：機器本体上方の又は側方は後方隔離の距離を示す。